

ゴマサバ日本海西区 4. 地域の持続性

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-07 キーワード: 作成者: 玉置, 泰司, 若松, 宏樹, 宮田, 勉, 神山, 龍太郎, 棧敷, 孝浩, 三木, 奈都子, 三谷, 卓美, 田坂, 行男, 竹村, 紫苑, 牧野, 光琢, 半沢, 祐大 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013690

4. 地域の持続性

概要

漁業生産の状況 (4.1)

日本海西区におけるゴマサバ対馬暖流系群は、島根県、鳥取県の大中型まき網で大部分が獲られている。収益率のトレンドは低かったが (4.1.1.2 1点)、漁業収入及び漁業関係資産のトレンドはおおむね高かった (4.1.1.1 4点、4.1.1.3 5点)。経営の安定性については、収入の安定性・漁獲量の安定性ともに中程度であった (4.1.2.1 2点、4.1.2.2 3点)。操業の安全性、地域雇用への貢献はともに高かった (4.1.3.1 及び 4.1.3.2 5点)。

加工・流通の状況 (4.2)

島根県、鳥取県では少ない産地市場において、比較的大人数の買受人参加の下でセリ取引、入札取引が行われており、競争原理は働いている (4.2.1.1 及び 4.2.1.2 5点)。卸売市場整備計画により衛生管理が徹底されている (4.2.2.1 5点)。大きな労働災害は報告されておらず (4.2.3.1 5点)、地域雇用への貢献は中程度で (4.2.3.2 3点)、労働条件の公平性も概ね中程度と想定される (4.2.3.3 3点)。以上より、本地域の加工流通業の持続性は高いと評価できる。

地域の状況 (4.3)

水揚げ地では、製氷、冷蔵、冷凍施設や道路、空港などのインフラ整備が進んでおり (4.3.1.1 及び 4.3.1.3 5点)、また、漁労技術・資源管理方策・調理技術の改善・普及が推進されてきた (4.3.1.2 4点)。公共サービス水準の指標となる財政力指標は 0.248 となり、全国平均よりも低かった (4.3.2.1 2点)。一部を除いて全国の製造業の平均給与よりも高い給与額である (4.3.2.2 4点)。文化面については、漁具・漁法の継承についての情報が得られなかった (4.3.3.1 3点)、関係県の各地で様々な加工法や郷土食が存在する。(4.3.3.2 5点)。本地域は水産業関係者にとって十分に魅力的な地域であると評価できる。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

大中型まき網漁業（島根県、鳥取県）

② 評価対象都道府県の特定

鳥取県、島根県

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象都道府県における水産業ならびに関連産業について、以下の情報や、その他後述する必要な情報を集約する。

- 1) 漁業種類、制限等に関する基礎情報
- 2) 過去 11 年分の年別水揚げ量、水揚げ額
- 3) 漁業関係資産
- 4) 資本収益率
- 5) 水産業関係者の地域平均と比較した年収
- 6) 地方公共団体の財政力指標

4.1 漁業生産の状況

4.1.1 漁業関係資産

4.1.1.1 漁業収入のトレンド

漁業収入の傾向として、4.1.2.1 で算出した「さば類」の漁獲金額データを利用した。過去10年のうち上位3年間の各漁業による漁獲金額の平均と昨年の漁獲金額の比率を各県（鳥取県、島根県）について算出したところ、その単純平均は約0.86となった。以上より4点を配点する（鳥取県:5点、島根県:3点）。

1点	2点	3点	4点	5点
50%未満	50-70%	70-85%	85-95%	95%を超える

4.1.1.2 収益率のトレンド

漁業経営調査報告（2011～2016）（農林水産省「漁業経営調査」）には、漁業種類別かつ都道府県別のデータはないため、漁業種類別のデータを用いて分析を実施する。対象となる漁業のうち、大中型まき網漁業については、経営体調査の大中型まき網漁業（500トン以上）のデータを分析に利用する。

収益率のトレンドだが、経営体調査報告:大中型まき網漁業（500トン以上）の2011～2016年の（漁撈利益/漁業投下資本合計）の平均値は-0.04である。漁撈利益そのものがマイナスという年が5年中4年あり、1点となる。全体としても1点を配する。

1点	2点	3点	4点	5点
0.1未満	0.1-0.13	0.13-0.2	0.2-0.4	0.4以上

4.1.1.3 漁業関係資産のトレンド

漁業経営調査報告（2007～2016）（農林水産省「漁業経営調査」）には、漁業種類別かつ都道府県別のデータはないため、漁業種類別のデータを用いて分析を実施する。対象となる漁業のうち、大中型まき網漁業については、経営体調査の大中型まき網漁業（500トン以上）のデータを分析に利用する。

漁業関係資産のトレンドだが、経営体調査報告:大中型まき網漁業（500トン以上）について、漁業投下固定資本合計が過去10年間のうち最も多い3年は、2014年、2015年、2016年である。この3年の平均値に対して、直近の2016年の値が示す割合は96%である。したがって95%を超えているため、得点としては5点を配する。全体としても5点を配する。

1点	2点	3点	4点	5点
50%未満	50-70%	70-85%	85-95%	95%を超える

4.1.2 経営の安定性

4.1.2.1 収入の安定性

漁業種類ごとの漁獲金額が公表されていないことから、各県の「さば類」漁獲量に占める評価対象漁業種類による同漁獲量の割合を年別で算出し（農林水産省「漁業・養殖業生産統計」）、これを各県の魚種別漁業生産額（農林水産省「漁業産出額」）に乗じることにより、県別漁業種類別の「さば類」漁獲金額を求めた（上記2つの統計はいずれも、マサバとゴマサバを合わせて「さば類」として集計している。したがって、評価対象漁業が評価期間に漁獲する「さば類」のうち、ゴマサバが占める割合が一定であるという仮定のもと、「さば類」の値をそのまま用いて評価を行った。さらに、鳥取県の大中まき網漁業については漁獲金額と漁獲量が秘匿情報につき参照できなかったため、県全体の漁獲金額と漁獲量を代わりに用いて評価を行った。最近10年間（2006~2015）の各漁業におけるゴマサバ漁獲金額の安定性を評価した。各県における10年間の平均漁獲金額とその標準偏差の比率を求めると、その単純平均は約0.45となった。以上を考慮し2点を配点する（鳥取県:2点、島根県:3点）。

1点	2点	3点	4点	5点
1以上	0.40-1	0.22-0.40	0.15-0.22	0.15未満

4.1.2.2 漁獲量の安定性

ここでは農林水産省「漁業・養殖業生産統計」を参照し、最近10年間（2006~2015）の関係県の評価対象漁業によるゴマサバ漁獲量の安定性を評価した（上記の統計は、マサバとゴマサバを合わせて「さば類」として集計している。したがって、評価対象漁業が評価期間に漁獲する「さば類」のうち、ゴマサバが占める割合が一定であるという仮定のもと、「さば類」の値をそのまま用いて評価を行った。さらに、鳥取県の大中まき網漁業については漁獲量が秘匿情報につき参照できなかったため、県全体の漁獲量を代わりに用いて評価を行った）。10年間の平均年間漁獲量とその標準偏差の比率を求めると、約0.36となった。以上より、3点を配点する（鳥取県:2点、島根県:3点）。

1点	2点	3点	4点	5点
1以上	0.40-1	0.22-0.40	0.15-0.22	0.15未満

4.1.2.3 漁業者団体の財政状況

日本海西区における対馬暖流系群のゴマサバは主に島根県、鳥取県で漁獲されており、主な漁業種類は大中型まき網漁業（島根県、鳥取県）である。大中型まき網漁業を営む経営体は山陰旋網漁業協同組合に所属しており、当該組合の財政状況を示す公開報告書はなかったことから、島根県、鳥取県は1点を配点した。これらの配点を合

計して2県で除して、1点を配点した。

1点	2点	3点	4点	5点
経常利益が赤字、もしくは情報無し	.	.	.	経常利益が黒字になっている

4.1.3 就労状況

4.1.3.1 操業の安全性

平成28年の各県の水産業における労働災害による死亡者数は、島根県0人、鳥取県0人であった（厚生労働省島根労働局2016、厚生労働省鳥取労働局2016）。2県の1,000人漁期当たり死亡者数は、0である。以上より、配点は5点とする。なお、各県別に評価した場合、島根県5点、鳥取県5点となる。

1点	2点	3点	4点	5点
1,000人漁期当たりの死亡事故1.0人を超える	0.75-1.0人未満	0.5-0.75人未満	0.25-0.5人未満	1,000人漁期当たりの死亡事故0.25人未満

4.1.3.2 地域雇用への貢献

「組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする」（水産業協同組合法第1章第6条）、またその組合員も「組合の地区内に住所を有する」必要がある（同法第2章第4節第18条）。さらに連合会の会員も「連合会の地区内に住所を有する」必要がある（同法第4章第88条）。国際研修協力機構（2017）によれば、技能実習制度を活用した外国人労働者についても、船上において漁業を行う場合、その人数は実習生を除く乗組員の人数を超えてはならないと定められているため、全体に占める割合は高いとは言えない。こうした現状から、外国人の技能実習生を含め、ほぼすべての漁業者は地域内に居住または雇用されていることになり、地域経済に貢献していると言える。以上より5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
事実上いない	5-35%	35-70%	70-95%	95-100%

4.1.3.3 労働条件の公平性

労働基準関係法令違反により2018年3月20日現在で公表されている送検事案の件数は、鳥取県において2件（厚生労働省鳥取労働局2018）、島根県において5件（厚生労働省島根労働局2018）であった。他産業では、違法な時間外労働を行わせた事例があったものの、各県とも漁業においては労働条件の公平性に関わる送検事例は発生しておらず、ゴマサバに関わる漁業における労働条件の公平性は低いものではないと

考えられる。以上より 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
能力給、歩合制を除き、一部被雇用者のみ待遇が極端に悪い	.	能力給、歩合制を除き、被雇用者によって待遇が極端に違わない	.	能力給、歩合以外の面での待遇が平等である

4.2 加工・流通の状況

ここではゴマサバ対馬暖流系群日本海西区の水揚げがある対象都道府県の状況を分析した。

4.2.1 市場の価格形成

ここでは各水揚げ港（産地市場）での価格形成の状況を評価する。

4.2.1.1 買受人の数

鳥取県には 8 か所に産地市場がある。このうち年間取扱量が 500 トン未満の市場が 2 市場、3000 トン未満の市場が 4 市場ある。買受人数に着目すると、買受人が 50 人以上登録されている市場は 3 市場、20～50 人未満の登録が 2 市場、10～20 人未満の登録が 3 市場ある。一方 5 人未満の小規模市場はない。セリ取引、入札取引による競争原理は働いている（鳥取県 2013 年漁業センサス）。

島根県には 8 か所に産地市場がある。このうち年間取扱量が 500 トン未満の市場が 1 市場、3000 トン未満の市場が 4 市場ある。買受人数に着目すると、買受人が 50 人以上登録されている市場は 7 市場、20～50 人未満の登録が 1 市場ある。一方 10 人未満の小規模市場はない。セリ取引、入札取引による競争原理は働いている（島根県 2013 年漁業センサス）。

島根県、鳥取県では少ない産地市場において、比較的大人数の買受人参加の下でセリ取引、入札取引が行われており、セリ取引、入札取引による競争原理は働いていることから、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	.	少数の買受人の調整グループ	.	非常に競争的である

4.2.1.2 市場情報の入手可能性

各県が作成している卸売市場整備計画では、施設の整備、安全性確保、人の確保等と並んで、取引の公平性・競争性の確保が記載されている（鳥取県 2002、島根県 2017）。水揚げ情報、入荷情報、セリ・入札の開始時間、売り場情報については公の場

に揭示されるとともに、仲買人の事務所に電話・ファックスなどを使って連絡されるなど、市場情報は仲買人に公平に伝達されている。これによりセリ取引、入札取引において競争の原理が働き、公正な価格形成が行われている。これらの結果から5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
利用できる情報はない	.	信頼できる価格と量の情報が、次の市場が開く前に明らかになり利用できる	.	正確な価格と量の情報を随時利用できる

4.2.1.3 貿易の機会

現在ゴマサバの実効輸入関税率は基本10%であるが、乾燥させたものについては15%となっている（日本税関 2018）。また、非関税障壁にあたる輸入割当も対象となっている（経済産業省 2017）。関税、非関税障壁を平均して評点した結果、3点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
貿易の機会を与えられていない	.	何らかの規制により公正な競争になっていない	.	実質、世界的な競争市場に規制なく参入することが出来る

4.2.2 付加価値の創出

ここでは加工流通業により、水揚げされた漁獲物の付加価値が創出される状況を評価する。

4.2.2.1 衛生管理

鳥取県内の産地卸売市場及び小規模市場は、「鳥取県卸売市場整備計画（第7次計画）」（平成14年3月）に則り、県及び市町村が定める衛生基準に照らして管理されている（鳥取県 2002）。また、「鳥取県 HACCP 適合施設認定制度」を制定し、衛生管理の徹底を図っている（鳥取県 2018）。

島根県内の産地卸売市場及び小規模市場は、「島根県卸売市場整備計画（第10次計画）」（平成29年3月）に則り、県及び市町村が定める衛生基準に照らして管理されている（島根県 2017）。また、「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（愛称：美味しまね認証制度）を制定し、衛生管理の徹底を図っている（島根県 2009）。

各県とも、おおむね5年に一度改定される卸売市場整備計画に則り、産地卸売市場及び小規模市場は、県及び市町村が定める衛生基準に照らして管理されている。また、各県とも、食品の安全性を確保するための自主的管理認定制度を制定しており、県・市町村の衛生基準の徹底と併せて衛生管理が徹底されている。以上より5点を配

点する。

1点	2点	3点	4点	5点
衛生管理が不十分で問題を頻繁に起こしている	.	日本の基準を満たしている	.	高度衛生管理を行っている

4.2.2.2 利用形態

鳥取県の主要漁港である境漁港ではマサバとゴマサバを含めたサバ類の餌料向け割合が 86%を占めており、島根県の浜田漁港のサバ類の餌料向け割合は 67%を占めた（農林水産省 2017b）。食用のゴマサバは基本的に大衆食材となっていることから非食用が 0%で 3 点とし、鳥取県は 1 点、島根県は 2 点を配点した。2 県平均は 1.5 点であったことから、2 点を配点した。

1点	2点	3点	4点	5点
魚粉/動物用餌/餌料/消費されない	.	中級消費用（冷凍、大衆加工品）	.	高級消費用（活魚、鮮魚、高級加工品）

4.2.3 就労状況

4.2.3.1 労働の安全性

平成 28 年の各県の食品製造業における労働災害による死亡者数は、島根県 0 名、鳥取県 0 名であった（厚生労働省島根労働局 2016、厚生労働省鳥取労働局 2016）。したがって、1,000 人当たり年間死亡者数は、島根県 0 人鳥取県 0 人となり、平均値は 0 人となる。以上より、5 点を配点する。なお、各県別に評価した場合、島根県 5 点、鳥取県 5 点となる。

1点	2点	3点	4点	5点
1,000人年当たりの死亡事故1人を超える	1人未満0.6人以上	0.6人未満0.3人以上	0.3人未満0.1人以上	1,000人年当たりの死亡事故0.1人未満

4.2.3.2 地域雇用への貢献

水産加工業経営実態調査（水産庁 2017）によれば、ゴマサバを漁獲する県における水産加工業経営体数は、全国平均の約 0.67 倍であった。この数字によれば、当該地域の水産加工業経営体数は中程度であり、地域雇用に貢献していると言える。以上より、3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
0.3未満	0.3以上0.5未満	0.5以上1未満	1以上2未満	2以上

4.2.3.3 労働条件の公平性

労働基準関係法令違反により 2018 年 3 月 20 日現在で公表されている送検事案の件数は、鳥取県において 2 件（厚生労働省鳥取労働局 2018）、島根県において 5 件（厚生労働省島根労働局 2018）であった。水産加工業・水産流通業においては労働条件に関わる送検事例は発生しておらず、ゴマサバに関わる加工・流通における労働条件の公平性は比較的高いと考えられる。以上より 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
能力給、歩合制を除き、一部被雇用者のみ待遇が極端に悪い、あるいは問題が報告されている		能力給、歩合制を除き、被雇用者によって待遇が極端には変わらず、問題も報告されていない		待遇が公平である

4.3 地域の状況

4.3.1 水産インフラストラクチャ

4.3.1.1 製氷施設、冷凍・冷蔵施設の整備状況

鳥取県における冷凍・冷蔵倉庫数は 65 工場、冷蔵能力は 122,982 トン（1 工場当たり 1,922 トン）、1 日当たり凍結能力 2,240 トン、1 工場当たり 1 日当たり凍結能力 47 トンである。水揚げ量に対する必要量を満たしている。（鳥取県 2013 年漁業センサス）

島根県における冷凍・冷蔵倉庫数は 85 工場、冷蔵能力は 37,459 トン（1 工場当たり 468 トン）、1 日当たり凍結能力 1,698 トン、1 工場当たり 1 日当たり凍結能力 21 トンである。水揚げ量に対する必要量を満たしている。（島根県 2013 年漁業センサス）

各県ともに、好不漁によって地域間の需給アンバランスが発生することもあるが、商行為を通じて地域間の調整は取れている。地域内における冷凍・冷蔵能力は水揚げ量に対する必要量を満たしている。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
氷の量は非常に制限される	氷は利用できるが、供給量は限られ、しばしば再利用されるか、溶けかけた状態で使用される	氷は限られた形と量で利用でき、最も高価な漁獲物のみ供給する	氷は、いろいろな形で利用でき、そして、氷が必要なすべての魚に対し新鮮な氷で覆う量を供給する能力がある	漁港において氷がいろいろな形で利用でき、冷凍設備も整備されている。

4.3.1.2 先進技術導入と普及指導活動

島根県のまき網漁業では、隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクトが省エネ・省

コスト化のために大口径プロペラおよび省エネ・環境対応型エンジンの導入に取り組んでいる（隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクト 2013）。

なお、鳥取県のまき網漁業では、最新技術導入に関する資料・報告を入手できなかった。鳥取県では、鳥取県水産試験場が平成 25 年から現在まで漁況および海況情報を公開している（鳥取県水産試験場 2018）。このように、鳥取県では、積極的な普及活動がおこなわれている。よって、島根県には 5 点、鳥取県には 3 点を配点し、平均として 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
普及指導活動が行われていない	.	普及指導活動が部分的にしか行われていない	.	普及指導活動が行われ、最新の技術が採用されている

4.3.1.3 物流システム

Google Map によりゴマサバを主に水揚げしている漁港から地方、中央卸売市場、貿易港、空港などの地点までかかる時間を検索すると、幹線道路を使えば複数の主要漁港から中央卸売市場への所要時間は遅くとも 2 時間半前後であり、ほとんどの漁港から地方卸売市場までは 1 時間前後で到着できる（離島は除く）。また空港、貿易港までも遅くとも 2 時間以内に到着可能であり、経営戦略として自ら貿易の選択肢を選ぶことも可能である。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
主要物流ハブへのアクセスがない	.	貿易港、空港のいずれかが近くにある、もしくはそこへ至る高速道路が近くにある	.	貿易港、空港のいずれもが近くにある、もしくはそこへ至る高速道路が近くにある

4.3.2 生活環境

4.3.2.1 自治体の財政状況

各地域の公共サービス水準の指標となる、関係県の財政収入額を需要額で除して求められた財政力指数をみた。財政力指数の値は、鳥取県が 0.2549、島根県が 0.2417 であり、平均値は 0.283 となる（総務省 2018）。以上より、2 点を配点する。なお、各県別に評価した場合、島根県 2 点、鳥取県 2 点となる。

1点	2点	3点	4点	5点
その自治体の財政力指標が0.2以下	その自治体の財政力指標が0.2-0.4	その自治体の財政力指標が0.4-0.6	その自治体の財政力指標が0.6-0.8	その自治体の財政力指標が0.8以上

4.3.2.2 水産業関係者の所得水準

ゴマサバ対馬暖流系群日本海西区を漁獲している大中型まき網（島根県、鳥取県）漁業の所得水準は、それぞれ月給が 469,553 円（4 点）、721,353 円（5 点）であった。（国土交通省 2017）。島根県についてはデータが存在しなかったため全国の平均値で代用した。賃金構造基本統計調査による 2 県の企業規模 10～99 人の製造業の男性平均月給の平均は、鳥取県で 236,500 円、島根県で 253,000 円（厚生労働省 2017）となった。また国税庁の平成 27 年度「民間給与実態統計調査結果」第 7 表企業規模別及び給与階級の給与所得者数・給与額（役員）によると（国税庁 2018）、全国の資本金 2,000 万円以下の企業役員の平均月給与額は 459,583 円となっており、大中型まき網の役員クラスの持代（歩）数は 1.23 となっているため、大中型まき網（島根県、鳥取県）は、それぞれ月給が 577,550 円（4 点）、887,264 円（4 点）となり、全国の製造業の平均給与よりも高い給与額であることがわかる。したがって全国的な製造業や、中小企業役員、同地域内の製造業などどのレベルにおいても競争力のある産業であることがわかる。平均を四捨五入し、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
所得が地域平均の半分未満	所得が地域平均の50-90%	所得が地域平均の上下10%以内	所得が地域平均を10-50%超える	所得が地域平均を50%以上超える

4.3.3 地域文化の継承

4.3.3.1 漁具漁法における地域文化の継続性

出雲や岩見、隠岐では、江戸時代から、夜間に篝火をたいて敷網を用いるさば漁業が発達した（金田 1997）。その操業形態がそのまま現在まで続けられているわけではないが、集魚灯を使用する漁法は現在のまき網漁業だけでなく、さばはね釣り漁やさばたもすくい網漁業に受け継がれている。よって 3 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁具・漁法に地域の特徴はない	.	地域に特徴的な、あるいは伝統的な漁具・漁法は既に消滅したが、復活保存の努力がされている	.	地域に特徴的な、あるいは伝統的な漁具・漁法により漁業がおこなわれている

4.3.3.2 加工流通技術における地域文化の継続性

鳥取の山間部では、塩さばを串にさして焼きさばにしたり、その身をオオバガラスの葉とともに煮つけたり、あるいはなれずし・へしこ（糠漬け）などに加工して保存する。一方、因幡海岸のあたりでは、刺身のように薄く切ったマサバと麩とネギを鍋にいれて醤油、砂糖で煮立てた「すき焼き」も、春から秋の日常食として食される

(福士 1991)。鳥取県米子市では吾左衛門鮓が有名である。これは寛永年間に米子の廻船問屋によって船子の弁当として開発され、弓ヶ浜半島の漁師に普及したものとされる(日本水産資源保護協会 1987)。島根では、酢でしめたさばにおからを挟んだ「おまんずし」や、酢しめさばと大根とニンジンをなました「さんとう」などが秋祭り・正月にふるまわれるという(島田 1991)。以上のように、各地で様々な地域食文化が受け継がれていることから、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
加工・流通技術で地域に特徴的な、または伝統的なものはない	.	地域に特徴的な、あるいは伝統的な加工・流通技術は既に消滅したが、復活保存の努力がされている	.	特徴的な、あるいは伝統的な加工・流通がおこなわれている地域が複数ある

引用文献

福士俊一 (1991) 「日本の食生活全集 聞き書 鳥取の食事」. 農山漁村文化協会.

金田禎之 (1997) さかな随談. 成山堂書店.

経済産業省 (2017) 輸入割当て(IQ)対象水産物の属名、製品形態等の一覧.

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/04_suisan/download/201709IQichiran.pdf, 2018/4/12.

国土交通省 (2017) 平成 29 年度国土交通省船員労働統計. <http://www.mlit.go.jp/k-toukei/05/labour01/index.pdf>, 2018/4/13.

国際研修協力機構 (2017) 外国人技能実習制度の仕組み.

http://www.jitco.or.jp/system/seido_kenshu.html, 2017/9/29.

国税庁 (2018) 平成 27 年分 民間給与実態統計調査結果. 第 7 表企業規模別及び給与階級別の給与所得者数・給与額(役員),

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/minkan2015/pdf/07.pdf>, 2018/4/12.

厚生労働省 (2017) 平成 28 年賃金構造基本統計調査. 男女計の都道府県、産業別所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額(企業規模計), http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001062233&cycleCode=0&requestSender=estat, 2018/3/15.

厚生労働省島根労働局 (2016) 平成 28 年 業種別労働災害発生状況(確定値).

<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/var/rev0/0110/6280/2017411132737.pdf>, 2018/4/13.

厚生労働省島根労働局 (2018) 労働基準関係法令違反に係る公表事案

<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/content/contents/000355700.pdf>, 2018/4/13.

厚生労働省鳥取労働局 (2016) 平成 28 年業種別労働災害発生状況(確定値).

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/library/tottori-roudoukyoku/toukei/pdf/roudou_h28_201703.pdf, 2018/4/13.

- 厚生労働省鳥取労働局 (2018) 労働基準関係法令違反に係る公表事案
https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/content/contents/roudou_ihan_kouhyou_31_01_10.pdf, 2018/4/13.
- 日本水産資源保護協会 (1987) わが国の水産業 あじ・さば <http://www.fish-jfrca.jp/02/pdf/pamphlet/060.pdf>, 2018/4/12.
- 日本税関 (2018) 輸入統計品目表(実行関税率表)実行関税率表(2018年4月1日版).
http://www.customs.go.jp/tariff/2018_4/data/j_03.htm, 2018/4/13
- 農林水産省 (2015) 2013年漁業センサス. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500210&tstat=000001033844&cycle=0&tclass1=000001066355&tclass2=000001066375&tclass3=000001073909>, 2018/4/12.
- 農林水産省 (2017a) 平成27年度水産業協同組合統計表(都道府県知事認可の水産業協同組合).
- 農林水産省 (2017b) 成25年水産物流通調査.
- 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」.
http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/, 2018/4/13.
- 農林水産省「漁業産出額」. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500208&tstat=000001015664&cycle=7&year=20150&month=0&tclass1=000001036597&tclass2=000001100315>, 2018/4/13.
- 農林水産省「漁業経営調査」. <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00500203&tstat=000001014581&cycle=7&year=20150&month=0&tclass1=000001017157&tclass2=000001090135>, 2018/4/13.
- 隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクト (2013) 隠岐地域まき網漁業構造改革プロジェクト改革計画書(島前部会). http://www.fpo.jf-net.ne.jp/gyoumu/hojyogigyo/01kozo/nintei_file/H250314_oki_tyumaki.pdf, 2018/4/13.
- 島田成矩 (1991) 「日本の食生活全集 聞き書島根の食事」. 農山漁村文化協会.
- 島根県 (2013) 漁業センサス. <http://pref.shimane-toukei.jp/upload/user/00018361-J4jls5.pdf>, 2018/4/13.
- 島根県 (2009) 「安全で美味しい島根の県産品認証制度」(平成21年).
<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/syoku/anken/oishimane/>, 2018/4/13.
- 島根県 (2017) 島根県卸売市場整備計画(第10次計画)(平成29年3月).
<https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/chisan/shijou/index.data/10jikeikaku.pdf>, 2018/4/13.
- 総務省 (2018) 全都道府県の主要財政指標.
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H27_chiho.html, 2018/4/13.
- 水産庁 (2017) 平成28年度水産加工業経営実態調査.
- 鳥取県 (2002) 「鳥取県卸売市場整備計画(第7次計画)」(平成14年3月).
- 鳥取県 (2013) 漁業センサス. http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/969943/fc_2013.pdf,

2018/4/13.

鳥取県 (2018) 鳥取県 HACCP 適合施設認定制度. <https://www.pref.tottori.lg.jp/42073.htm>,
2018/4/13.

鳥取県水産試験場 (2018) 浜新聞 魚取(ととり)新報.
<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1155571/3003.pdf>, 2018/4/13